

留学生の皆様へ

留学生の皆様は、各国との租税条約により、市・府民税が免除になることがあります。租税条約による市・府民税の免除の適用を受けるためには手続きが必要です。

【租税条約とは】

所得税、法人税、地方税（市・府民税等）の国際的二重課税の回避のために、日本と各国間で締結された条約です。租税条約締結国からの留学生などで一定の要件に該当される方は、所得税や市・府民税が免除されます。

【手続方法】

1. アルバイト先から、税務署へ租税条約に関する手続きを行ってもらってください。手続方法については、アルバイト先に裏面の必要書類の項目を参照していただき、依頼してください。（留学生本人はこの手続きを行うことはできません。）
複数のアルバイトをされている場合は、アルバイト先ごとに届出を行う必要があります。
2. 1の手続後、①『租税条約に関する届出書』の写し ②在学証明書
以上の二つを揃えて、3月15日（土曜日、日曜日・祝日の場合は次の開庁日）までに大東市役所課税課市民税グループ宛に提出してください。
期日までに提出がない場合、租税条約による市・府民税の免除が受けられないことがあります。
租税条約の適用を受けようとする時は、毎年手続きが必要です。

お問い合わせ先

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号
大東市総務部課税課市民税グループ

TEL 072-870-0418(直通)

FAX 072-870-9262

留学生の方を雇用している事業所様へ

日本と留学生の方の国との租税条約により、留学生の方の所得税および市・府民税が免除になることがあります。

そのためにはまず、日本に来てから最初の給与支払日、もしくは1月以降最初の給与支払日までに、事業所様から所管の税務署に、租税条約に関する届出を行う必要があります。支払日以降に手続きをされる場合は、別途追加書類が必要になります。

【必要書類】

最初の給与支払日までに手続きを行われる場合

- ①パスポート ②在学証明書 ③在留カード（表裏両面のコピー）
- ④租税条約に関する届出書

（正副2部 副本は控えです。税務署への手続き終了後、税務署受付印が押印された控えの写しを留学生に渡してください。）

最初の支払い日以降に手続きを行われる場合

上記①～④に加え

- ⑤賃金台帳 ⑥源泉徴収簿 ⑦所得税納付書の写し

租税条約に関する手続きについては、事業所様の住所地を管轄する税務署（源泉所得税担当）にお問い合わせください。

必要書類の様式は国税庁ホームページにあります。以下URLをご参照ください。

租税条約に関する届出

（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除）

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_46.htm

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2889.htm>